

制度の狭間の問題についての研究**－自立相談支援機関へのインタビュー調査－**

○ 大阪市立大学生活科学研究科 前田佳宏 (8208)

キーワード：生活困窮者支援，自立相談支援機関，相談員，インタビュー

1. 研究目的

本研究では制度の狭間の問題が多く寄せられると想定される生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関に焦点を当て、制度の狭間の問題の実態、その要因と対処等の構造を把握することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

自立相談支援機関の相談員もしくは主任相談員を対象に半構造化インタビューを実施した。主要な質問項目は①何らかの要因で既存の社会資源では解決できない問題の実例②その際の対応内容③それに対する政策提言や社会資源開発についての3点である。

自立相談支援機関の実践が2年半経った状況を踏まえ、相談員から得られたデータをもとに分析することが適切と考えた。

自立相談支援機関は福祉事務所設置自治体の数あり、運営の方法として、行政直営、民間委託がある。調査対象は最もモデル事業の際に委託先として多かった社会福祉協議会(以下、社協)を代表的な委託先とし、その他は直営、民間委託といった各運営体系から2団体ずつとし、実施機関による偏りを軽減した。

3. 倫理的配慮

本研究については日本社会福祉学会倫理指針を踏まえて実施し、また大阪市立大学生活科学研究科研究倫理委員会の承認を得ている。

4. 研究結果

制度の狭間の問題は機関の線引き、機関の場所、手続き過程での費用負担、管轄地域の社会資源、制度利用にかかる時間、量的な限界、厳しい制度対象要件により、さまざまな形のものが自立相談支援機関で把握されていることが明らかになった。

そのような状況に対する対応については、相談機関では解決が難しく、他機関へも働きかけが難しい場合、受託した法人が持っている資源や努力で解決している状況や、他市の社会資源や民間の他機関の社会資源でとりあえず対応をお願いしたり、制度利用までの時間を待っているという実態であった。

最後に社会資源開発、協働、構築の実態については、自立相談支援機関で解決が難しい事例や手続過程で利用が難しい事例など、解決困難な問題を解決する仕組みを自立相談支援機関の働きかけによって、受託法人や他機関で支援が開発されていくという試みが見ら

れた。これらの試み特に相談援助の資源ではなく、現実的な現金の貸付や食料、一時的な住まいなど具体的な支援であった。これは現金や食料給付が乏しい生活困窮者自立支援制度や給付制限期間がある雇用保険、申請から入金までに時間がかかる生活福祉資金といった制度が持つ課題に対して、具体的な支援が求められているということが言えるのではない。

5. 考察

本研究では自立相談支援機関の相談員にインタビューを実施した。評価としては自立相談支援機関が狭間を把握し、受け止めることができていること、狭間の問題はそのままではなく、本来対応すべき機関に働きかけられたり、その場で一時的に他の方法で対応しながら、新たな社会資源開発につながっていることがあり、そしてその狭間は制度外の資源によって補完・代替されているのではないかということが本研究における新たな仮説であり、知見である。

6. 研究の限界と今後の課題

本研究では6人の相談員のインタビューからの知見であり、すべての自立相談支援機関の相談員の現状を反映しているとは言えない。今後は量的調査等を組み合わせた検証が必要と考える。

【参考文献】

- ・平野方紹(2015)「支援の『狭間』をめぐる社会福祉の課題と論点」『社会福祉研究』122,19-28.
- ・大阪府社会福祉協議会(2013)『社会福祉法人だからできた誰も制度の谷間に落とさない福祉:一経済的援助と総合生活相談で行う社会貢献事業一』ミネルヴァ書房.
- ・片岡哲司(2011)「制度の狭間にソーシャルワーカーが挑むために必要なこと」『ソーシャルワーク研究 37(2), 67-71.